

(第6期)

国立大学法人長崎大学一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2 内 容

本学における第6期の次世代育成支援対策については、第5期の行動計画を踏まえ、それらの制度の周知を更に行い、職員の意識改革とともに仕事と子育ての両立のための環境つくりにより一層取り組み、出産・育児等に関する情報の普及啓発を図ることを目標とする。

【目標1】働き方改革を推進する。

<対策>

- ・令和2年4月 働き方見直しプログラムにより、それぞれの業務・職場における改善を図る。
- ・令和2年4月 RPA(Robotic Process Automation)の本格導入により、PC業務をロボットに作業させることにより余剰時間を創出し、その余剰時間を活用して、付加価値の高い業務を行うとともに、超過勤務の縮減を図る。

【目標2】年次休暇の取得促進を図る。

<対策>

- ・令和3年2月 職員に対する取得促進を促す広報活動を行う。
- ・令和3年2月 年次有給休暇の計画的な使用促進に努める。

【目標3】計画期間内に育児休業の取得状況を、次の水準以上にする。

男性職員：年間10人以上取得すること。

女性職員：取得率を95%以上とすること。

<対策>

- ・令和2年11月 育児休業を取得できる男性職員に対し、育児についての啓発活動を行う。
- ・令和2年11月 広報誌を活用した啓発を行う。